

# 森林環境譲与税（仮称）と清流の国ぎふ森林・環境税の棲み分けについて

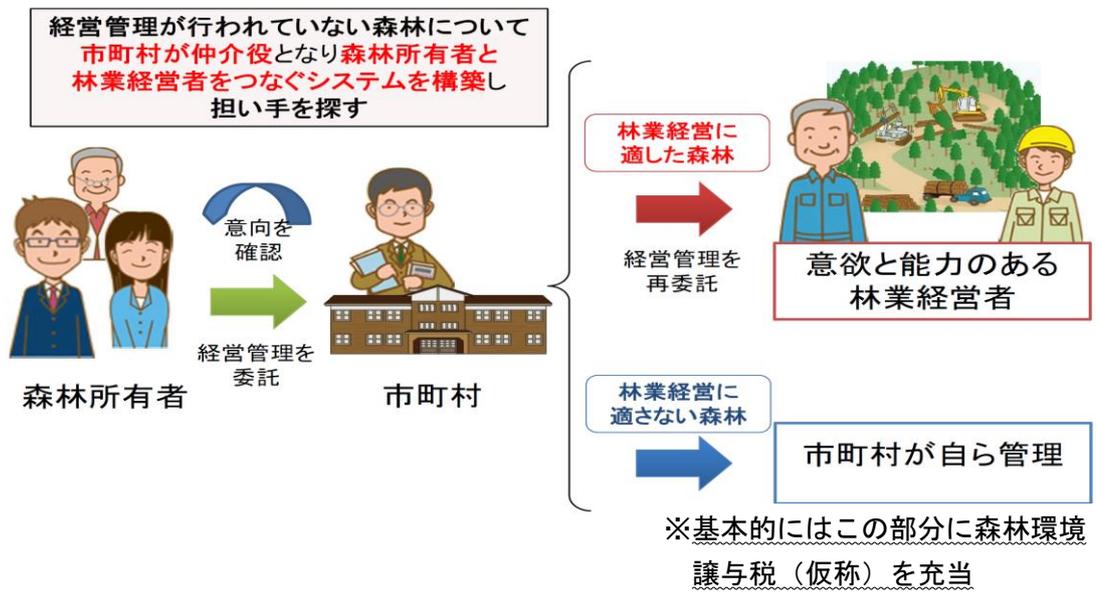
平成 31 年度から導入が予定されている森林環境譲与税（仮称）と清流の国ぎふ・森林環境税の使途について、関係を整理。

## 1. 森林環境譲与税（国）

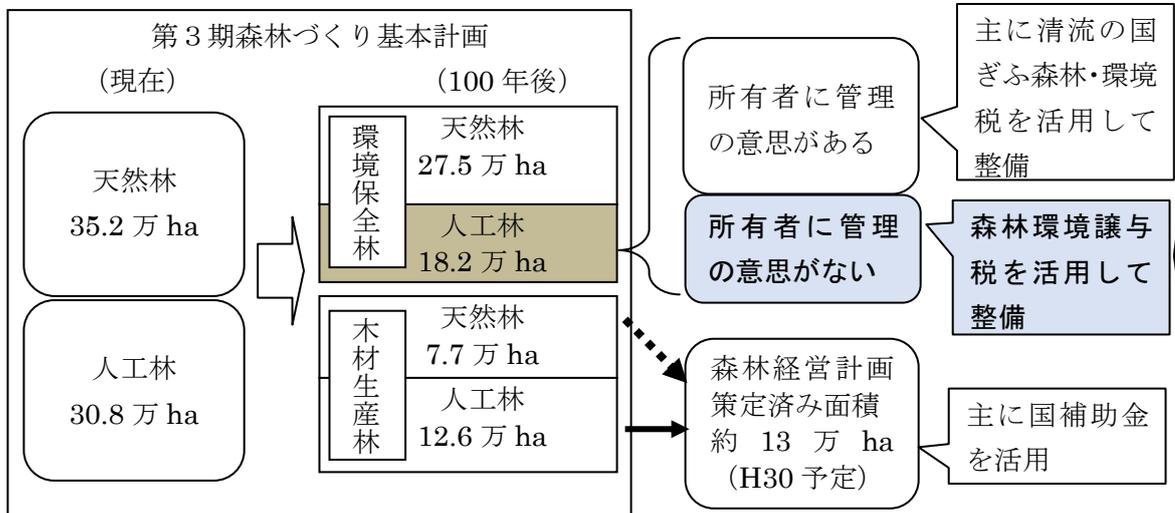
### 【趣旨】

- ・パリ協定の枠組みのもとでの我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため
- ・森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から
- ・森林経営管理法\*を踏まえ、創設

※森林経営管理法（新たな森林管理システム）のイメージ

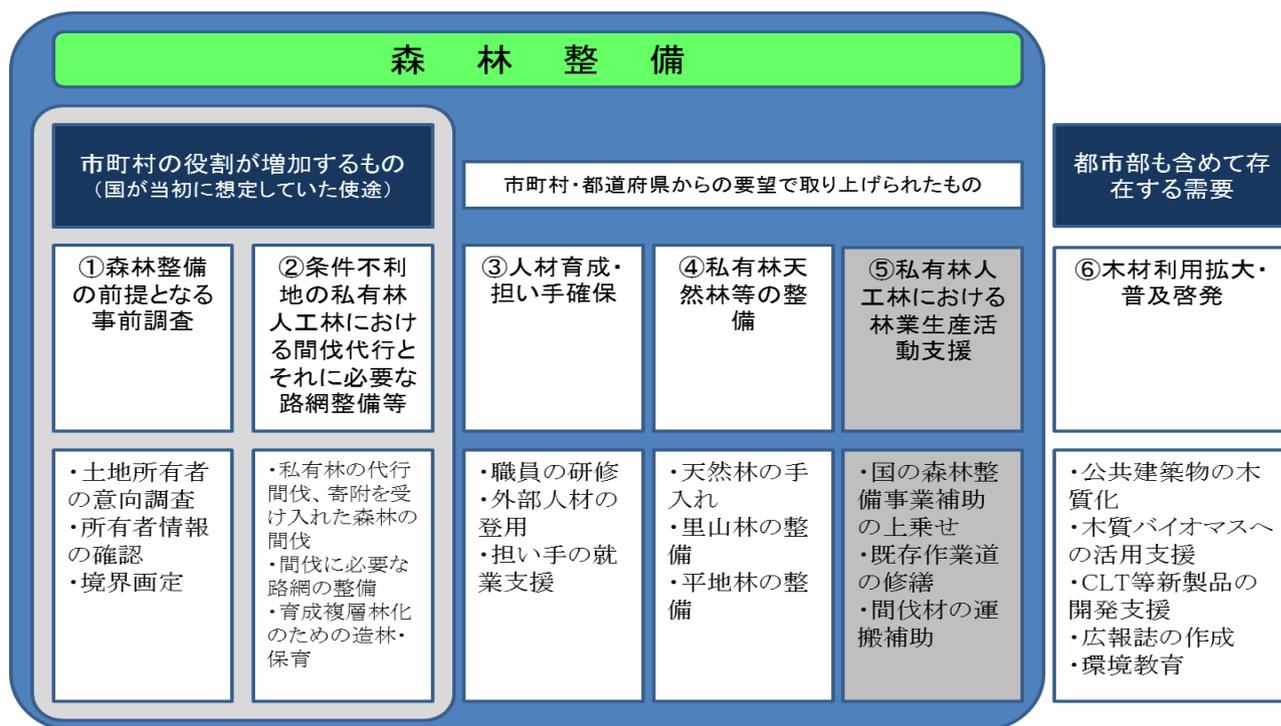


### ○ 譲与税の対象となる森林



## 【使途】

### ○使途として議論されてきた事例



第5回 森林吸収源対策税制に関する検討会資料より

### ○市町村の使途

森林整備及びその促進に関する費用

- ・間伐や路網といった森林整備
- ・森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保
- ・木材利用の促進や普及啓発

### ○県の使途

上記の取り組みを行う市町村の支援等

- ・市町村の体制支援（市町村林務担当職員向けの研修実施等）
- ・間伐等の森林整備に向けた支援（精度の高い森林情報の整備等）
- ・人材育成・担い手対策の支援（森林技術者の確保・育成等）
- ・木材利用の推進、普及啓発の支援（森林環境教育の指導者養成等）

## 【譲与税額】

別紙1 森林環境譲与税（仮称）の譲与税額試算のとおり

## 【スケジュール】

平成30年5月	森林経営管理法成立（新たな森林管理システム）
平成31年通常国会	森林環境譲与税（仮称）関連法案提出・審議
平成31年4月～	森林環境譲与税（仮称）導入、森林経営管理法施行
平成36年～	森林環境税（仮称）課税

## 2. 清流の国ぎふ森林・環境税（県）

### 【趣旨等】

- ・豊かな森林や清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたり享受できるよう自然環境の保全・再生の取組みを進める
- ・第2期：平成29～33年度

### 【使途（森林関係）】

譲与税使途区分	県森林・環境税事業名 (森林関係 13 事業)	H30 当初 予算 (百万)
I 間伐等の 森林整備	1. 環境保全林整備事業 2. 里山林整備事業 3. 森林地域外危険木除去事業 4. 観光景観林整備事業	530
II 人材育成・ 担い手	—	—
III 木材利用促進	5. 木の香る快適な公共施設等整備事業 6. 県民協働による未利用材の搬出促進 7. ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業 8. ぎふの木育教材導入支援事業	141
IV 普及啓発	9. 森と木と水の環境教育推進事業 10. 清流の国ぎふ地域活動支援事業	36
V 市町村の体制	—	—
VI その他	11. 公有林化支援 12. 木質バイオマス利用施設等導入促進 13. 清流の国ぎふ市町村提案事業	173
合 計		880

\*その他環境部門等 15 事業

### 3. 譲与税と重複可能性のある事業についての確認結果

	No は前図の事業	県事業の対象	市町村が譲与税で実施予定の内容
I 間伐等の 森林整備	1.環境保全林整備	・所有者が管理意欲を有する森林での間伐等	・所有者に管理意欲がない森林で、市町村に経営管理を委託された森林での間伐等
	2.里山林整備		
	3.森林地域外危険木	・森林地域外での危険木除去	(譲与税の使途として想定されていない)
	4.観光景観林整備	・地域の観光資源として期待できる森林の景観形成のための森林整備	
III 木材利用促進	5.施設の木質化・木造化	・教育福祉関連施設	・市庁舎等、教育福祉関連施設以外の公共施設
	6.未利用材搬出	・市町村が助成する額への補助	・予定なし
	7.木製品の導入	・学校や幼稚園・保育園等への県産材（ぎふ証明材）木製品の導入	・県産材以外の木製品の導入 ・市庁舎等、教育福祉関連施設以外への導入
	8.木育教材導入	・幼稚園、小中学校、児童福祉施設等における県産材（ぎふ証明材）学習教材等の導入	・該当市町村内の新生児への木製玩具プレゼント
IV 普及啓発	9.環境教育	・小中学校、高等学校等が主体となり独自に企画する環境教育の支援 ・未就学児を対象とした木育教室	・イベントにおける木工体験等 ・市町村が主催する未就学児を対象とした継続・反復的な木育教室
	10.団体活動支援	・各種団体が自ら企画・立案・実行する創意工夫ある森や川づくり活動への補助	・予定なし
VI その他	11.公有林化	・県が指定する水源林の公有林化	・県指定の水源林以外の公有林化
	12.バイオマス導入	・公共施設や民間施設における木質バイオマス利用施設の導入	・予定なし
	13.市町村提案事業	・県森林・環境税の趣旨にのっとり、市町村が特に必要と考える事業	(譲与税の使途として想定されていない)

○上記のとおり、現時点で、森林環境譲与税と県森林・環境税の使途事業に重複はありません。

○第2期清流の国ぎふ森林・環境税の間は市町村との調整を図りながら、各事業のメニューを継続します。

○また、今後、譲与税を活用した事業と県森林・環境税事業の相乗効果により、一層森林整備が進むよう市町村へ働きかけてまいります。